

申告相談日程表

《各会場の開館（受付開始）時間》 午前8時から（大阿仁地区・阿仁合地区・前田地区は8時30分から）
 ※受付終了時間 【平日】午後3時30分 【土・日】午後3時

《申告相談時間》 午前9時～正午、及び午後1時～終了まで
 （大阿仁地区・阿仁合地区・前田地区については下表の※印の通り）



- ◆午前中の受付は、混み具合によって人数制限をすることがあるため、午後の受付になることがあります。また、相談内容により受付順が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◆各会場の駐車場は積雪状況により、十分な駐車スペースが確保できない場合があります。
- ◆指定対象地区の会場・日時の変更を希望される方は、前日までに電話連絡（☎62-1116）をお願いします。

日	曜	鷹巣地区	申告会場	日	曜	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/9	月	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横溝	七日市基幹センター	2/5	木	比立内 新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所 ※10:00～
10	火	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類 岩脇 吉野		6	金	打当 前山 中村 打当内 戸島内 榎木沢 小倉野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩野 日沢 鳥坂	
12	木	小森 四渡 坊山 湯ノ岱 中屋敷		9	月	下新町 上新町 畑町 畑町東裏	
13	金	脇神 上野 藤株 小摩当 高村岱	沢口林業センター	10	火	荒瀬 荒瀬川 鍵ノ滝 萱草 伏影 根子 笑内	阿仁ふるさと文化センター ※9:30～
16	月	上町 向黒沢 前野		12	木	新町 上岱 大町 横町 真木沢 湯口内	
17	火	下町 大堤 昭和	綴子基幹センター	13	金	小様 小淵 吉田	合川農村環境改善センター (合川公民館)
18	水	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷		16	月	李岱 東根田 西根田	
19	木	前山 今泉	今泉交流センター	17	火	福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱 羽根山	四季美館 ※9:30～
20	金	黒沢 深関 相善町 羽立	坊沢公民館	18	水	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	
23	月	大町 上町 街道町 新屋敷町		北秋田市交流センター	19	木	木戸石 増沢
24	火	太田 摩当	20		金	羽立 芹沢 大内沢 三里 摩当	
25	水	あけぼの町 岩坂 大沢 李岱 田沢	23		月	松ヶ丘 下杉	
26	木	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地	24		火	合川 梅栄	
27	金	川口 小ヶ田 佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢 南鷹巣	25		水	上杉 上杉団地 桃栄 金沢 金沢団地 弥栄	
28	土	鷹巣地区で平日に申告できない方	26		木	川井 道城	
3/2	月	田中 胡桃館 南田中	27		金	桂瀬 上羽立 下羽立 惣内 桂坂 通り町	
3	火	西陣場岱 高森岱 石ノ巻岱 堂ヶ岱 舟場	3/2		月	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
4	水	住吉町 花園町	3		火	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯 宮ノ下 新ノ又 平里	
5	木	舟見町 新舟見町	4		水	根森田 巻淵 堺田 細越 止羽根川 新屋布 小又 御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢	
6	金	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱	5	木	大杉 裏町 学校通 根小屋 日榮 鶴田 長野 松栄		
8	日	鷹巣地区で平日に申告できない方	6	金	合川・森吉・阿仁地区で平日に申告できない方		
9	月	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向	8	日	寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂		
10	火	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町	9	月	米畑 中新田 大沢 山崎 伊勢ノ森 長野岱 高校通 御狩屋		
11	水	材木町 伊勢町	10	火	向本城 川向 駅前 新丁 本丁		
12	木		11	水	七曲 松山町 新町 横町 大町 中道岱		
13	金	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方	12	木	合川・森吉・阿仁地区で指定日に申告できなかった方		
16	月		13	金	合川・森吉・阿仁地区で指定日に申告できなかった方		
			14	土	合川・森吉・阿仁地区で指定日に申告できなかった方		
			16	月	合川・森吉・阿仁地区で指定日に申告できなかった方		

◆**所得税の確定申告をされる方へ**
 所得税の確定申告をされる方は「e-Tax」で行うことにより、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から直接電子申告ができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
 なお、税務署では所得税の確定申告を2月9日から受付します。
 【大館税務署】 ☎0186-42-0671
 【国税庁HP】 <http://www.nta.go.jp/>

◆**申告書は郵送又は窓口で提出できます**
 申告書を郵送又は窓口へ提出する方（自署できる方に限る）は、収支内訳書及び保険料控除証明書等の書類を忘れずに添付してください。 ※郵送又は窓口へ提出される前に、必要書類の確認をお願いします。

◆**税務課からのお願い**
 申告会場は大変込み合います。申告相談を円滑に行うため、次のことにご協力ください。
 ▼市で受付できない申告があります
 「青色申告」、「消費税」、「相続税」、「贈与税」、「平成25年以前の所得税の確定申告」については、直接、税務署に申告してください。

▼**あらかじめ書類の分類及び集計を**
 【営業・農業・不動産収入のある方】
 収支内訳書を作成していただくか、収入・経費の科目ごとに領収書等を分類し、集計してください。
 【医療費控除の申告を行う方】
 支払先の医療機関ごとに領収書を分類し、集計してください。
 ※集計をされていない場合は、会場内の記帳コーナーで集計していただくからの相談となりますので、順番が遅くなる場合があります。
 ▼申告前に書類確認
 書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので、下記の「申告前に書類の確認を！」を参考に事前の確認をお願いします。
 ▼障害者控除対象者認定書
 平成26年中に寝たきり等の状態になられ、要介護等の認定を受けた方を扶養している場合（障害者手帳等を交付されている方を除く）は、福祉課地域障がい福祉係から「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告会場等にお持ちください。
 ▼申告相談期間中のお問い合わせ
 申告相談期間中（2月5日～3月16日）は、担当職員が申告会場に出向くため、電話でのお問い合わせに即答できない場合があります。
 お問い合わせは、できるだけ申告相談期間前をお願いします。

申告前に書類の確認を！

■申告相談を受けられる方は、次の書類をお持ちください。（欄を使って確認してください）
 ■税務署から確定申告書が送られている方は、必ずその申告書をお持ちください。

<p>●すべての方</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑 <input type="checkbox"/>社会保険料、国民年金等掛金等の領収書又は証明書 <input type="checkbox"/>生命保険料支払証明書</p> <p><input type="checkbox"/>地震保険料支払証明書 <input type="checkbox"/>医療費の領収書（支払先ごとに集計） <input type="checkbox"/>身体障害者手帳</p> <p><input type="checkbox"/>火災、雪害、盗難の損害があった時はその証明書（警察署、消防署から発行されるもの）又は領収書</p> <p><input type="checkbox"/>在学証明書（大学生のいる家庭） <input type="checkbox"/>預金口座番号のわかるもの（還付申告の場合）</p>	<p>●年金所得のある方 <input type="checkbox"/>公的年金の源泉徴収票</p> <p>※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票原本の添付が必要です。2か所以上から公的年金を受給している場合は、源泉徴収の有無に関わらず、全ての源泉徴収票が必要です。</p>
<p>●農業所得のある方</p> <p><input type="checkbox"/>収支内訳書、帳簿、農協等の出荷証明書</p> <p><input type="checkbox"/>米政策に係る拠出金などの雑収入の証明書</p> <p><input type="checkbox"/>土地改良費、その他必要経費の領収書</p>	<p>●営業、不動産収入のある方</p> <p><input type="checkbox"/>収支内訳書、帳簿</p> <p><input type="checkbox"/>報酬・不動産の支払調書</p> <p><input type="checkbox"/>必要経費の領収書</p>
<p>●利子、配当、一時所得のある方</p> <p><input type="checkbox"/>支払調書等、支払額がわかるもの <input type="checkbox"/>経費がある場合は、その額のわかるもの</p>	
<p>●譲渡所得のある方 <input type="checkbox"/>譲渡した物件の売買契約書 <input type="checkbox"/>譲渡費用（手数料、測量費）などの領収書</p> <p><input type="checkbox"/>特別控除の特例を受ける場合は、その内容が確認できる書類</p>	